



# 宮 崎 県 公 報

平成19年11月12日（月曜日）第 1930 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知……………（自然環境課） 1
- 浸水想定区域の指定……………（河川課） 1

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出（2件）…（地域産業振興課） 1
- 選挙管理委員会告示
- 政見放送の回数を定める告示の一部を改正する告示…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 884号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年11月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 土地改良事業用地  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮崎県告示第 885号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により石崎川水系石崎川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県土木整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年11月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器小林店

小林市大字堤字金鳥居3005番 7 外 5 筆

### 2 変更しようとする事項

- 大規模小売店舗の名称  
（変更前）ベスト電器新小林店  
（変更後）ベスト電器小林店
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前）1,515㎡  
（変更後）1,890㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
（変更前）本館北東側（No 1） 33台  
別館北西側（No 2） 7台  
合計 40台  
（変更後）建物北東側 57台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
（変更前）本館北西側 10台  
（変更後）建物北東側 35台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
（変更前）本館北東側（No 1） 32.0㎡  
別館南西側（No 2） 32.0㎡  
合計 64.0㎡  
（変更後）建物北西側 32.0㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（変更前）本館西側 21.6㎡  
（変更後）建物西側 23.1㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）開店時刻 午前 9 時  
閉店時刻 午後 8 時  
（変更後）開店時刻 午前 9 時  
閉店時刻 午後 9 時45分
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前 8 時30分～午後 9 時30分  
（変更後）午前 8 時30分～午後10時
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）本館北東側（No 1）北西側 1 箇所、北東側 1 箇所  
別館北西側（No 2）北東側 1 箇所

<p>合計 3 箇所 (変更後) 建物敷地 北西側 1 箇所、北東側 1 箇所 合計 2 箇所</p> <p>3 変更する年月日 平成20年 7 月 3 日</p> <p>4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベスト電器 代表取締役 有菌憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番33号 有限会社サカモト 代表取締役 坂元紀夫 西諸県郡野尻町大字東麓1255番地イ</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベスト電器 代表取締役 有菌憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番33号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時～午後10時</p> <p>5 届出年月日 平成19年11月 2 日</p> <p>6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所</p> <p>(2) 期間 平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで</p> <p>7 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p> <p>(2) 期間 平成19年11月12日から平成20年 3 月12日まで</p> <p>8 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成19年11月12日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮崎山形屋 宮崎市橋通東三丁目 125 番 外20筆 (宮崎市橋通東三丁目 4 番12号)</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社宮崎山形屋 代表取締役社長 佐多芳大</p>	<p>宮崎市橋通東三丁目 4 番12号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 16,493㎡ (変更後) 17,373㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 店舗南側 (No. 1)</td> <td>92台</td> </tr> <tr> <td>店舗北側 (No. 2)</td> <td>271台</td> </tr> <tr> <td>店舗北西側 (No. 3)</td> <td>42台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>405台</td> </tr> </table> <p>(変更後) 店舗東側再開発ビル 3 階、4 階、5 階 (No. 1) 135台 店舗北側 (No. 2) 271台 合計 406台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 店舗南側 (No. 1)</td> <td>60台</td> </tr> <tr> <td>店舗南東側 (No. 2)</td> <td>61台</td> </tr> <tr> <td>店舗北側 (No. 3)</td> <td>144台</td> </tr> <tr> <td>店舗南側 (No. 4)</td> <td>46台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>311台</td> </tr> </table> <p>(変更後) 店舗南側 (No. 1) 60台 店舗東側再開発ビル1階 (No. 2) 145台 店舗北側 (No. 3) 144台 合計 349台</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 店舗南東側</td> <td>72.5㎡</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 店舗東側再開発ビル地下 1 階</td> <td>379.8㎡</td> </tr> </table> <p>④ 廃棄物等保管施設の位置及び容量</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 店舗内南側</td> <td>2.69㎡</td> </tr> <tr> <td>店舗屋上東側</td> <td>25.79㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28.48㎡</td> </tr> </table> <p>(変更後) 店舗東側再開発ビル地下 1 階 184.32㎡</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更後) 店舗南側 (No. 1)</td> <td>東側 3 箇所、西側 3 箇所 北側 1 箇所</td> </tr> <tr> <td>店舗北側 (No. 2)</td> <td>西側 1 箇所、北側 1 箇所</td> </tr> <tr> <td>店舗北西側 (No. 3)</td> <td>東側 1 箇所</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10箇所</td> </tr> </table> <p>(変更後) 店舗東側再開発ビル (No. 1) 東側 2 箇所 店舗北側 (No. 2) 西側 1 箇所、北側 1 箇所 合計 4 箇所</p> <p>4 変更する年月日 平成20年 5 月25日</p> <p>5 変更する理由 平成19年 6 月 1 日に閉鎖した宮崎山形屋の来客用駐車場 (旧第 1 駐車場)として利用していた店舗東側敷地に、市街地再開発事業により、山形屋駐車場等を含む再開発ビルを設置することに伴い、現在別の場所にて確保している現第 1 駐車場、第 3 駐車場、及び第 2 駐輪場、第 4 駐輪場等の機能を当該再開発ビル内に移転確保するため。</p> <p>6 届出年月日 平成19年11月 2 日</p>	(変更前) 店舗南側 (No. 1)	92台	店舗北側 (No. 2)	271台	店舗北西側 (No. 3)	42台	合計	405台	(変更前) 店舗南側 (No. 1)	60台	店舗南東側 (No. 2)	61台	店舗北側 (No. 3)	144台	店舗南側 (No. 4)	46台	合計	311台	(変更前) 店舗南東側	72.5㎡	(変更後) 店舗東側再開発ビル地下 1 階	379.8㎡	(変更前) 店舗内南側	2.69㎡	店舗屋上東側	25.79㎡	合計	28.48㎡	(変更後) 店舗南側 (No. 1)	東側 3 箇所、西側 3 箇所 北側 1 箇所	店舗北側 (No. 2)	西側 1 箇所、北側 1 箇所	店舗北西側 (No. 3)	東側 1 箇所	合計	10箇所
(変更前) 店舗南側 (No. 1)	92台																																				
店舗北側 (No. 2)	271台																																				
店舗北西側 (No. 3)	42台																																				
合計	405台																																				
(変更前) 店舗南側 (No. 1)	60台																																				
店舗南東側 (No. 2)	61台																																				
店舗北側 (No. 3)	144台																																				
店舗南側 (No. 4)	46台																																				
合計	311台																																				
(変更前) 店舗南東側	72.5㎡																																				
(変更後) 店舗東側再開発ビル地下 1 階	379.8㎡																																				
(変更前) 店舗内南側	2.69㎡																																				
店舗屋上東側	25.79㎡																																				
合計	28.48㎡																																				
(変更後) 店舗南側 (No. 1)	東側 3 箇所、西側 3 箇所 北側 1 箇所																																				
店舗北側 (No. 2)	西側 1 箇所、北側 1 箇所																																				
店舗北西側 (No. 3)	東側 1 箇所																																				
合計	10箇所																																				

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

## (2) 期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

## (2) 期間

平成19年11月12日から平成20年3月12日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

**選挙管理委員会告示****宮崎県選挙管理委員会告示第九十八号**

政見放送の回数等を定める告示（平成七年宮崎県選挙管理委員会告示第四十三号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成十九年十一月十二日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 一

別表第一の一の表株式会社テレビ宮崎の項中「一」を「二」に改め、同表株式会社宮崎放送の項中「二」を「一」に改める。

別表第三の一の表株式会社テレビ宮崎の項中「二」を「一」に改め、同表株式会社宮崎放送の項中「一」を「二」に改める。

--	--